

体罰・暴言等不適切な指導に関する相談票（生徒用）

学校名	学校
年 組	

記入年月日	
生徒氏名	

一 体罰とは（文部科学省の通知より）

<体罰になるもの>

- (例) ○身体に対する侵害を内容とするもの
　　・頬を平手打ちする
　　・足で踏みつける など
- 肉体的苦痛を与えるようなもの
　　・長時間室外に出ることを許さない
　　・長時間正座の姿勢を保持させる など

<体罰にならないもの>

- (例) ○認められる懲戒
　　・放課後等に教室に残留させる
　　・授業中、教室内に起立させる
　　・学習課題や清掃活動を課す
　　・学校当番を多く割り当てる
　　・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる
　　・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる など
- 正当な行為
　　・教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
　　・暴力行為を制止したり、目前の危険を回避したりするために止むを得ずした有形力の行使 など

二 暴言等不適切な指導とは

<暴言等不適切な指導になるもの>

- (例) ○身体や容姿に係る発言
○人格否定的な発言
　　・人格等を侮辱したり否定したりするようなもの
○感情にまかせた発言
○威圧的な言動、嫌がらせ、その他教育的配慮を欠いた指導

いつ頃、どこで、何の間に、だれが、何先生に、どんなことをされたか、簡単に記入してください。

いつ頃…

どこで…

何の間に…

だれが…

何先生に…

どんなことをされた…

<相談票の提出方法> （提出は任意です。相談は、随時お受けいたします。）

- 今年度（令和5年4月から令和6年3月まで）について御相談ください。

【例1】封筒に入れ厳封の上、学級担任又は管理職に提出してください。

【例2】学校あてに郵送、または学校の郵便受けに投函してください。

※提出された相談票は、最初に校長が内容を確認します。

※学校への提出を望まない場合は、教育委員会への提出も可能です。

【教育委員会・送付先】〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 教育委員会教職員人事課あて
持参または郵送願います。その際、連絡先（電話）を上部欄外にご記入ください。

※体罰・暴言等不適切な指導か否かは、指導上の必要性、程度、状況など、個々の事案ごとに総合的に考え方判断します。

※ 本相談の内容について、後ほど詳しくお話を聞く場合があります。

※ 相談票は、原則として記名式とします。プライバシーは必ず守りますので御理解ください。